

令和 3 年（2021 年）5 月 21 日

保護者の皆様

豊中市立桜井谷小学校

校 長 北之防 純子

非常変災時の措置について

向暑の候、保護者のみなさまにおかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、本校教育にご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、非常変災時の児童の安全確保については、下記のとおりといたします。ご確認のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 暴風・大雨・洪水の警報が発令された場合

- ①午前 7 時の時点で、豊中市もしくは、豊中市を含む地域に「暴風警報」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」「洪水警報」のいずれかが発令されている場合には、自宅待機とします。
- ②午前 10 時までには解除されたら、解除次第登校させてください。給食は実施しますので、以降の授業は通常通り行います。
- ③午前 10 時を過ぎましても豊中市もしくは、豊中市を含む地域に「暴風警報」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」「大雨警報」「洪水警報」のいずれかが発令された場合には、臨時休業とします。
- ④児童が登校した後、豊中市もしくは、豊中市を含む地域に「暴風警報」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」「大雨警報」「洪水警報」のいずれかが発令された場合は、災害の状況や気象情報等に留意しながら、集団下校、学校で待機させる等の処置を講じます。状況により、保護者に個別に迎えに来て頂く場合もあります。

※午前 10 時まで又は 10 時以降の解釈は、大阪管区気象台発表による

午前 10 時現在の状況です。なお、テレビ・ラジオによる報道は、
気象台の発表時刻より若干遅れる事があります。

2. 地震が発生した場合

- ①登校前に、豊中市に震度5以上の地震があった場合は、臨時休業とします。なお、震度5未満であっても、一定の被害があり、登校させることが危険であると判断されたら、登校を見合わせ、ご家庭に置いて児童の保護をお願いします。
- ②登校後、地震が発生した場合は、児童の安全確保に努める一方、被害状況の把握や安全点検を行い、下校させる、または、学校で待機させる等の処置を講じます。下校させることが危険だと判断される場合は、しばらく児童を学校でお預かりし、後に、保護者に連れて帰っていただきます。なお、給食の中止等により、下校させる場合も考えられますので、緊急時の対応をお願いします。

3. その他

- ・台風・地震等の非常変災時に、「学校待機」とした場合に、迎えに来ていただく場合もあります。特に保護者が留守の場合、児童がどうすればよいかについて、ご家族で日頃からよく話し合い、確認を繰り返していただきますよう、お願いいたします。
- ・緊急の連絡が生じた時には、緊急連絡カードを使用します。連絡先の変更が生じたら速やかに担任に連絡ください。
- ・学校連絡メールでも情報をお知らせしますので、未登録の方は、ぜひご登録ください。